

# 第27回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第27回定例会 令和4年6月29日

開会 13時30分 閉会 15時00分

出席委員 (22名)	会長 依田繁二	13 大塚賢
	1 荻原勝夫	14 齊藤敏彦
	2 深井佳人	15 関敏夫
	3 武井誠	16 小宮山信幸
	5 関一夫	17 小野澤文利
	6 小林澄男	18 笹平民男
	7 小山孝幸	推進 射手誠司
	8 青木茂良	推進 佐藤邦利
	10 成山喜枝	推進 関泰秀
	11 柳澤峰晴	推進 杉田修司
	12 宮下通	推進 荻原清一

議事録署名委員 5 関一夫 7 小山孝幸

出席職員 (6名)	農業委員会事務局	
	事務局長	小林 幸司
	事務局次長	小宮山 真二
	事務局	佐藤 一弥
	事務局	黒澤 しほ
	事務局	酒井 綾
	事務局	伊藤 世志子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	空き家に付属した農地の指定登録申請について
	議案第5号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局                   ご苦勞様です。令和4年度第27回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

会長                    皆さんこんにちは、今年は6月27日に梅雨明けとなり、今までで最も早い記録となりました。猛暑が続き雨不足となり農作物の成長が心配で、異常不作が懸念されます。穀物生産国のウクライナ侵攻による食糧が値上がり、世界的インフレ傾向になっていて不安が尽きない日々です。農業経営基盤強化促進法の改正対応について、10年後を見据えての5地域計画であり、魂の入った人・農地プランの実質化に向けて一層の具体化を進めて頂くようお願いいたします。

議長（会長）        それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員は、5番関一夫委員と7番小山孝幸委員にお願いします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局                   それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、外3筆、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜等を栽培する予定です。譲受人自宅から車で5分ということで問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、外3筆、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方1名と〇〇の方が2名です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではそば、牧草を栽培する予定です。譲受人の耕作地と隣接した農地ということで、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の農地所有適格法人、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。譲受人の住所は〇〇となっておりますが、〇〇にワイナリーを所有しており、活動拠点はそちらになります。当農地は今までも中間管理事業を活用して譲受人が耕作しており、許可後も今までと同様耕作していきます。申請地ではワインブドウを栽培する予定です。譲受人の活動拠点から徒歩10分のため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇沿いにある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地には現在、薪や重機が置かれており、耕

作がされていない状況ですが、許可後は薪や重機等耕作に必要なものはすべて撤去し、農地に復旧したうえで、かぼちゃを耕作されるということです。譲受人の自宅から徒歩10分ということで、問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では柿を栽培する予定です。申請者の自宅から車で10分ということで問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、外2筆、図面は6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では柿を栽培する予定です。申請者の自宅から車で10分ということで問題ないと判断しました。

番号7、〇〇、図面は7ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で10分ということで、問題ないと判断しました。

議長（会長）      ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員          説明します。場所は〇〇のところですか。資料は1ページをご覧ください。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。譲渡人は稲作と自家製野菜を耕作していましたが、最近は除草管理だけしていました。農業を継ぐ予定者もいないため、〇〇さんに相談したところ退職を考えていて、経営規模を拡大したいから譲ってほしいということでした。〇〇さんは自作地6,022平方メートルを営農していて、休耕中の農地が活用され、また自宅から車で5分と近く問題はないと考えます。〇〇さんの自作地で休耕中の農地が見受けられる所があるため、くれぐれも転用後は苦情が出ないように管理してくださいと話してきました。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）      ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）      全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員          場所は資料2ページをご覧ください。滋野〇〇全て畑です。〇〇の集落

〇〇になります。譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。この場所は荒廃農地が多くなっているところです。譲受人〇〇さんの農地と隣接しています。申請地ではソバ、牧草を栽培するそうです。馬、山羊を飼っているので牧草栽培を増やしていきたいということです。他にサツマイモ栽培をやってみたいと言っていました。問題はないと考えますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）      ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）      全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員      場所は資料3ページをご覧ください。〇〇で畑です。〇〇のところでは。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇にワイナリーがあります。譲渡人は高齢になり後継者もいないので譲りたい意思がありました。譲受人はワイン用ブドウを栽培し経営規模を拡大したいそうです。問題はないと考えますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）      ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）      全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員      説明します。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。場所は〇〇にあります。〇〇さんは椎茸、南瓜を栽培していて、椎茸が育たなかった木は薪にして売っています。〇〇さんは実家が〇〇で兄弟が亡くなり、空き家になっていました。今は〇〇さんの息子が住んでいますが、耕作する意思はありません。長年話合いで〇〇さんに貸していて、今回〇〇さんが買ってほしいとお願いしました。道沿いは薪割りに使っていましたが奥の方は、南瓜を栽培しています。薪割りで使用していた場所は耕作をするということで確認してきました。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、関一夫委員より説明をお願いします。

関一夫委員            場所は資料5ページをご覧ください。〇〇に面している荒廃農地です。譲渡人は〇〇さんで、〇〇でリサイクル業をしていて耕作はしていません。譲受人は〇〇さんで野菜、アケビを栽培しています。申請地では柿を栽培するということです。農業規模を拡大したいそうです。長年荒廃地となっている場所が利用されるということで問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、関一夫委員より説明をお願いします。

関一夫委員            場所は資料6ページをご覧ください。〇〇から下がった休耕地3筆になります。譲渡人〇〇さんは、会社員で耕作はしていません。今後もする予定はありません。譲受人は5番案件と同じで〇〇さんです。柿を栽培したいということで、〇〇さんに依頼して合意をいただきました。すでに柿の苗24本定植してあるそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7の案件につきまして、武井委員より説明をお願いします。

武井委員            よろしくをお願いします。場所は資料7ページをご覧ください。〇〇にあ

る農地です。譲渡人の〇〇さんは、以前は東御市に住んでいましたが現在は〇〇に住んでいて、農地を処分したいということで今回の申請となりました。申請地は思ったほど荒れていなく、トラクターで耕やせばすぐ使えそうでした。譲受人は〇〇さんで兼業農家です。申請地の周りの田を所有していて、〇〇さんの親の家もあります。両親と一緒に管理ができることから申請地を譲り受けても問題ないと思いました。ご審議よろしくお願ひします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局                    第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。  
番号1、〇〇、資料は8ページ、9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場・倉庫敷地の申請で、追認案件です。申請者は〇〇の方です。申請地を分筆した際に農地転用許可を受けていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。なお、当該敷地の隣接地は令和4年5月に農地転用許可済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、齋藤委員より説明をお願いします。

齋藤委員                    よろしくお願ひします。資料は8ページ、9ページを参照してください。場所は〇〇になります。追認案件です。転用許可を受けないまま駐車場、倉庫として使用していたことを、〇〇さんは十分反省していますと言っていました。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案、農地法

第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、所有権移転、資料は11ページ、12ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場・草置場・フェンス敷地の申請です。譲受人は小売業・売電事業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、隣接地で売電事業を営んでおり、自己所有地のみでは管理するのに手狭なため、申請地を譲り受け、駐車場・草置場・フェンスとするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、賃借権設定、資料は13ページ、14ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は譲受人の父にあたります。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は8ページ10ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請で、追認案件です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲渡人は譲受人の兄にあたります。申請地を分筆した際に農地転用許可を受けていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。なお、当該敷地の隣接地は令和4年5月に農地転用許可済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、賃借権設定、図面は15ページ、16ページをご覧ください。〇〇にある農地です。砂利採取敷地の一時転用申請です。譲受人は砂利採取販売業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。当該申請地は玉石等が豊富に埋蔵された場所であることから、譲受人は申請地を砂利採取地として利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じるものです。採取計画では掘削高は10メートル、採取原石量は13,793.60立方メートルとしています。なお、利用期間は許可日から1年間で、期間満了後は耕土厚を増やして優良農地に復旧することとします。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、外1筆、賃借権設定、図面は17ページ、18ページをご覧ください。〇〇にある農地です。グループホーム敷地の申請です。譲受人は市内で社会福祉事業を行っている社会福祉法人です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地にて419.02平方メートルのグループホー

ムを建設するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。また、隣接の既存施設であるデイサービスセンターと合わせて事業を行うもので、雨水については地下浸透、雑排水については公共下水道へ接続放流する計画です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、計画変更1、関連があるため一括の説明と致します。〇〇、所有権移転、図面は19ページ、20ページ、21ページをご覧ください。〇〇にある農地です。計画変更申請で、宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇で不動産取引業を営んでいる業者です。譲渡人は〇〇の方です。令和3年10月に宅地分譲敷地として許可を受けたのですが、今回新たに申請地を譲受け面積を拡大し、区画整理し分譲を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員                それでは説明します。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さんで小売業、売電事業を行っている業者です。譲渡人は〇〇さんです。隣接地で売電事業を行っていて、現在の場所では管理をするに手狭になっているため、申請地に駐車場、草置場、フェンスで利用したいということです。場所を確認したところ道路が狭く大変な所でした。周辺農地の影響はなく問題はないと考えますが、よろしくをお願いします。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

深井委員                この案件に限らず太陽光発電事業が全国的に問題になって、住民が認識していなかったり、景観という観点からも難しい問題ではと思っています。国は節電政策から太陽光発電事業を進めていますが、使用後の廃棄について困っていると聞いています。農業委員会は太陽光の案件が出れば審議しますが、市全体として協議をしていくことが必要かと思います。お考えお聞きしたいと思います。

事務局                  貴重なご意見ありがとうございました。生活環境課で設置基準を作成して市の基準を定めています。設置にあたり業者に十分説明するよう指導しています。農業審議会において、太陽光だから許可しないという基準がないため、業者から出てくる設置基準をよく確認、指導していくことが大切

かと思えます。

深井委員 何年も機能していない廃棄状態のままということがないようにしてほしいです。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。太陽光設置にあたり、景観、雨水排水、使用後の廃棄処理等を、しっかりまとめておくことが大切だと思います。令和2年度のガイドラインを再度見ていただきたいと思います。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 住宅敷地の申請です。場所は〇〇になります。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで親子です。〇〇さんは〇〇に住んでいますが、父の土地を譲り受け住宅を建設したいということです。〇〇さんの家の東側で住宅街ということで問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 説明します。場所は〇〇で先ほど4条案件で承認を頂いたところの隣です。追認案件です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。15平方メートル農地転用許可を受けていないことがわかり〇〇さんは僅かな場所だったので必要ないと思っていました。反省しておりますとのことでした。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。
- 小林委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の砂利採取販売業の〇〇です。譲渡人は〇〇さんです。石が多いところでトラクターが傷んでしまうほどです。〇〇が砂利採取を1年間行うということです。終了後は農地に戻すそうです。以上です。
- 議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして、柳澤委員より説明をお願いします。
- 柳澤委員 説明します。場所は〇〇です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。グループホームを建設したいということです。隣接する〇〇があり、グループホーム入居者と交流ができることにより認知症状の安定に繋がることを期待したいということです。
- 議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして計画変更1、番号6の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。
- 射手委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇にある農地です。資料は19ページ、20ページ、21ページを参照してください。昨年10月に農地転用許可を受けた南側休耕中の農地です。住宅用地として拡充したいということです。区画整理をして分譲するそうです。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。第3種農地ということで問題はないと思いますが、よろしく申し上げます。
- 議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第4号議案空き家に付属した農地の指定登録申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第4号議案、空き家に付属した農地の指定登録申請について説明します。令和3年8月より施行になりました空き家に付属した農地の別段の面積の引き下げのための指定登録申請でございます。番号1、〇〇、地目は畑、面積は288平方メートルです。図面は22ページをご覧ください。併せて、別添資料の配置図と現地写真をご覧ください。〇〇にある農地です。申請者は〇〇の方で、空き家の所有者と同一です。申請農地は空き家バンクに登録された空き家の南に隣接しております。周辺状況は、北に空き家、東は他者の荒廃した農地、西に接する道路は、当農地の横で行き止まりとなっています。申請者は〇〇に居住しており、農地及び空き家の維持管理は困難なため、指定登録を行い、空き家とセットで売却を計画するものです。本申請内容は、東御市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の適用条件はすべて満たしており、空き家に付属した農地としての下限面積設定をすることは適当と判断しました。なお、指定登録完了後に空き家と指定農地の取得予定者が発生した際には、下限面積要件を1アールとしたうえで、農地法第3条申請を行うこととなります。

議長(会長) ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。

小林委員 場所は〇〇で所有者は〇〇さんです。288平方メートルの農地です。事務局と現地を確認してきましたが、森林化していて周辺も荒廃していました。大変な場所に感じました。よろしくお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第5号議案、農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第5号議案、農用地利用集積計画6月分について説明します。資料6ページが通常の利用権設定です。7件、8筆、合計17,085平方メートルです。資料7ページから8ページが、中間管理事業を使った利用権設定です。13件、30筆、合計39,699平方メートルです。全体の合計は20件、38筆、56,784平方メートルです。以上です。

議長(会長) ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようので裁決に入ります。第5号議案、農用地利用集積計画6月分について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして報告第1号、農地法第4条による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1、〇〇、資料は23ページをご覧ください。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地1,301平方メートルの内、109.14平方メートルの届出になります。以上1件の届出について、報告させていただきます。

議長(会長) ありがとうございます。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力、ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆でお願いします)

